

●香川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人白川尊大との協議が調ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月27日

香川県監査委員 白 鳥 一 雄
同 武 田 宏 之
同 鏡 原 慎一郎
同 城 本 宏

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
田中 賢治	高松市伏石町2112番地9ロイヤルガーデン伏石805	令和7年5月27日から 令和8年3月31日まで
森本 洋右	高松市栗林町二丁目3番1-902号ダイアパレス栗林第2	
松岡 秀樹	高松市桜町二丁目7番12-511号サーパス桜町第3	
渡辺 大樹	さぬき市志度173番地1	